

介護保険の負担限度額認定制度について

介護保険施設(介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護医療院、介護療養型医療施設)やショートステイを利用する際、食費や居住費は原則自己負担となりますが、低所得の方については一定の条件を満たした方に限り食費・居住費の負担軽減される制度があります。

以下の条件に当てはまる方は各自治体の介護保険証を交付している部署へ申請に必要なものをお問い合わせの上、負担限度額認定証申請手続きを行ってください。

○対象となる介護サービスを利用している。または利用予定がある

○介護保険施設利用当事者と同じ世帯にいる全員※1が市町村民税非課税である

以下に当てはまる方

前年度の合計所得金額+年金収入	預貯金等の資産※2	段階
生活保護世帯 老齢福祉年金受給者	要件なし	第1段階
	単身 1000万円以下 夫婦※1 2000万円以下	
80万円以下	単身 650万円以下 夫婦※1 1650万円以下	第2段階
	単身 550万円以下 夫婦※1 1550万円以下	
80万円超 120万円以下	単身 500万円以下 夫婦※1 1500万円以下	第3-①段階
	単身 500万円以下 夫婦※1 1500万円以下	
120万円超	単身 500万円以下 夫婦※1 1500万円以下	第3-②段階
	単身 500万円以下 夫婦※1 1500万円以下	

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚含む。)の所得も判断材料となる。

※2 【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が安易なもの。

2号被保険者は利用負担限度額に関わらず、預貯金等の資産が単身:1000万円以下、夫婦 2000万円以下であれば支給対象となる。

○非該当となる方から申請書を提出しても負担限度額認定証は交付されません。

詳しくはお住いの自治体の介護保険証を交付している部署にお問い合わせください。